

## ぎふ清流GAP評価制度の概要

国際水準GAPガイドラインに準拠し、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の観点から、農場で起こりうるリスクを洗いだし、その改善状況を県が評価する制度です。

目的	持続可能な農業及び農業生産の基盤となる環境農業の実現を目指し、生産現場において食品安全、環境保全、労働安全等を確保する取り組みを推進するとともに、消費者の安心と信頼に応える農業者及び産地を育成することを目的としています。	
対象農産物	青果物、穀物、茶、飼料作物、その他非食用 ※加工品は評価対象外です。	
評価規準	農場評価規準 127項目※ 組織評価規準 16項目 施設評価規準 43項目	(きのか類専用、スプラウト類専用 各6項目含む) ※一般社団法人日本生産者GAP協会のGH評価規準ver.2.2 チェックシート(農業分類:全農場共通、作物共通、水田 畑作、園芸)に岐阜県独自の1項目を追加しています。
評価範囲	○個人、法人等 農場評価【必須】	○任意組織、団体 組織評価【必須】 農場評価【必須】 ※申請農場の中から サンプル農場を抽出して評価 施設評価【オプション】
評価登録料	組織評価:3,300円、施設評価:1施設ごとに3,300円 農場評価:1農場ごとに3,300円	
評価者	「GH農場評価員」の資格を有する専門の評価員	
評価方法	①総合点数による評価	
	○各項目のリスクに応じて、評価レベル0～4の5段階で評価します。 ○持ち点1,000点から評価レベルに応じた点数を減点します。 レベル0:減点0点、レベル1:減点5点、 レベル2:減点10点、レベル3:減点15点、レベル4:減点20点	
	②国際水準GAPガイドライン遵守確認	
遵守	○国際水準GAPガイドライン項目のすべてが、評価レベル0または1の場合 ○農場評価証書に「国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守している」と明記されます。 ○ロゴマークを使用することができます。	
不遵守	○国際水準GAPガイドライン項目の中に、評価レベル2～4がある場合 ○ロゴマークを使用することはできません。	
ロゴマーク	○ロゴマークを使用するには、別途申請が必要です。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  <p>ぎふ清流 GAP</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  <p>GREEN HARVEST</p> </div> </div> <p>①ロゴマーク(この他のパターンもあります) ②化学肥料、化学合成農薬不使用のロゴマーク ①と併記して表示</p>